

(仮称) 栗子山風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第10条第1項の意見

令和2年8月3日

## 1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、福島市と山形県米沢市の行政境界付近の栗子山南側山稜上において大規模な風力発電所を建設するものであるが、現時点では多くの事項が未定及び検討中とされていることから、今後、事業内容をより具体化した上で適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。なお、事業実施まで長期間を要する場合は、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境又は自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。
- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、十分な基礎資料のもと、専門家の助言を得ながら最新の知見及び評価手法を採用し、住宅等の分布、風況、自然状況等の多面的な視点に立って綿密な調査を実施すること。その上で、風力発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への重大な環境影響を極力回避又は低減する計画とすること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、対象事業実施区域周辺の住民に対し、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。また、環境影響評価の結果を準備書に記載するに当たり、平易な表現や図を用いるなど、住民に分かり易い内容とすること。
- (4) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

## 2 大気質及び騒音・振動について

風力発電機等を福島県相馬港から福島市内を通過して対象事業実施区域まで輸送する計画であることから、輸送経路周辺に存在する住宅や学校等における生活環境の保全に支障を及ぼさないよう、適切な環境保全措置を講じること。

### 3 水環境について

- (1) 対象事業実施区域の東側に隣接する福島市の水道水源保護地域は、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町の住民約40万人へ水道水を供給する摺上川ダムのも水源であり、また、摺上川最大の支流である烏川の集水域として、滑谷沢等の複数の沢が流れていることから、水道水源保護地域内の適切な地点において、水の濁りの調査地点を追加すること。
- (2) 濁水防止のための沈砂池の設置、適切な生活排水対策、それらの対策の維持管理等の環境保全措置を綿密に検討し、その結果を準備書に記載すること。

### 4 動植物・生態系について

- (1) 生態系は多くの動植物が結びつくことにより成り立ち、動植物の生息・生育環境は連続することにより機能するものであることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺において十分な調査を実施し、動植物の生息・生育環境に極力影響が及ばない対策を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。なお、複数の風力発電機の並立により野生生物の移動経路に影響が及ばないように、風力発電機や取付道路の設置を計画すること。
- (2) 動植物の調査地点や経路については、風力発電機設置予定範囲及び発電所工事用道路などの改変区域を中心に設定して、改変区域及びその周辺の動植物の生息・生育の状況を十分に把握して評価を実施し、必要な環境保全措置を検討すること。
- (3) 希少猛禽類の調査について、イヌワシは例年8月から10月にかけて営巣地から遠方まで採餌のために飛来する性質があり、対象事業実施区域及びその周辺にも飛来する可能性があることから、発電所工事用道路予定地も含めて、その生息状況を綿密に調査すること。
- (4) 現地調査の結果、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息、繁殖が確認された場合、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装、風力発電機ナセル等へのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の環境保全措置を検討して準備書に記載すること。
- (5) 哺乳類の調査について、樹洞性動物の棲息に適する樹洞が生じている可能性のある大径木の所在を確認すること。
- (6) 本事業計画の実施により、河川の源流域への影響が懸念されることから、水生生物の調査地点を可能な限り多く設け、綿密な調査を実施すること。

- (7) 昆虫類の調査について、早春季の調査を追加すること。また、爬虫類の調査について、夜行性のヘビ類が生息する可能性があることから夜間調査の実施を検討すること。
- (8) 植生の調査については、当該区域の地形に合わせてトランセクト法等を採用する等、調査の方法及び範囲等を綿密に計画し、現状を的確に把握すること。
- (9) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないような施工計画を検討すること。なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう、在来植物種の採用を優先して検討すること。

## 5 景観について

福島市側の国道13号が風力発電機の可視領域に含まれていることから、国道13号沿線の適切な地点に景観の調査地点を追加すること。

## 6 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い発生することが想定される伐採木その他廃棄物の種類及び量等について、具体的な内容を準備書に記載すること。その上で、対象事業実施区域外に廃棄物を搬出する場合は、その具体的な処理方法を準備書に記載すること。また、伐採木を現地で再利用する場合は、その利用方法（発電所内での利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして準備書に記載すること。
- (2) 発生土や廃棄物等の一時的な保管に当たっては、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨に伴う濁水が流出しないように沈砂池への導水等を適切に実施すること。
- (3) 造成工事における切土・盛土高及び切土・盛土量を具体的に準備書に記載すること。なお、対象事業実施区域外への建設残土の搬出は極力しない計画とすること。

## 7 その他

- (1) 風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果を準備書に記載すること。なお、記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、風力発電所の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電所供用年数中の温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。
- (2) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全

対策を十分に検討すること。

- (3) 落雷や強風等による風力発電機の破損事故が国内でも発生していることから、発電所稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (4) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林水産業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討すること。
- (5) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上

(※参考 事業の概要)

- 1 事業者の名称 JR 東日本エネルギー開発株式会社
- 2 事業の名称 (仮称) 栗子山風力発電事業
- 3 事業の種類 風力発電所設置事業
- 4 事業の規模 発電設備出力 最大 34,000 キロワット (定格出力 3,200~4,300 キロワット級の風力発電機を最大 10 基設置)
- 5 事業の実施区域 山形県米沢市の栗子山南側山稜上